

## 小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）に対する意見募集

「小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）」について、市民参加条例第 1 5 条の規定に基づき、市民の皆さんの意見を募集します。

- 1 施策名称 小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）
- 2 対 象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体
- 3 提出期間 令和 7 年 6 月 2 7 日（金）～令和 7 年 7 月 2 6 日（土）
- 4 検討結果の公表等

令和 7 年 8 月下旬（予定）。寄せられた意見等は原則として住所・氏名を除き公開させていただきます。また、意見等に対する個別的回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容並びに市の検討結果及びその理由を公表します。

なお、個人情報や第三者を誹謗中傷するもの、施策案に直接関係のないものに対しては、公表しない場合があります。

また、賛否の結論だけを示したものについては、検討結果とその理由は示しません。

- 5 配布場所等 保育課（同庁舎 3 階）、情報公開コーナー（同庁舎 6 階）、市役所第二庁舎 1 階受付、市内認可保育園各園、公民館各館、婦人会館、総合体育館、栗山公園健康運動センター、図書館本館、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で配布するほか、市のホームページでも公開しています。
- 6 提出方法 住所・氏名・施策名称を明記し、直接、郵送（必着）、ファクシミリ又は専用フォーム（市ホームページ）で保育課にお寄せください。なお、匿名での提出はできません。

また、原則日本語によることとしますが、他の言語での提出の際は、日本語訳を添付してください。

- 7 送付・問合せ先

小金井市子ども家庭部保育課

〒1 8 4－8 5 0 4 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

（電 話）0 4 2－3 8 7－9 8 4 6

（F A X）0 4 2－3 8 6－2 6 0 9